

青森県報

第八百六十七号

令和七年
一月二十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の名称の変更の届出……………
が生活習慣病・対策課……………一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………
同……………一
- 漁船保険付保義務の発生……………
西北地域局……………二
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………
下北地域局……………二
- 公 告……………
- 林業用種苗生産事業者の登録……………
林政課……………二
- 出先機関……………
- 道路の位置の指定……………
三八地域局……………三
- 教育委員会……………
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則……………
教職員課……………三
- 青森県教育委員会職員職務規程の一部を改正する訓令……………
職員福利課……………三
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令……………
教職員課……………四

告

示

青森県告示第二十五号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更前	変更後	区分	名称	所在地	変更年月日
熊谷眼科病院	熊谷眼科・形成外科病院			八戸市小中野四丁目一の五三	令和六・〇・一

青森県告示第二十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第二百一十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医師から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	指定医師	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所在地	担当する診療科名	変更年月日

変更前	変更後
難病指定医	松崎 康司
弘前大学医学部附属病院	まつざき皮膚科
弘前市大字本町五三	弘前市大字城東二丁目一の一
皮膚科	
令和六・〇・一	

青森県告示第二十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
西津軽郡深浦町大字大間越字上小屋野九二 川村 幹文	大間越
西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 中村 正太郎	
西津軽郡深浦町大字大間越字寛六六の三 中村 利男	

青森県告示第二十八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名称 発起人の住所及び氏名	期 間 場 所
大畑 むつ市大畑町上野三九の四 吉井 隆光 むつ市大畑町湊村四 新保 信一 むつ市大畑町正津川平二五九 柏 智弘	令和七年一月二十四日から同年二月七日まで 大畑町漁業協同組合
尻屋 下北郡東通村大字尻屋字水神一三の二 寺道 芳信 下北郡東通村大字尻屋字唐沢一の一 南谷 直樹 下北郡東通村大字尻屋字寺山一の五八 榎谷 収	尻屋漁業協同組合
風間浦 下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ下八の一 木村 正則 下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷八の五 富岡 正昭 下北郡風間浦村大字易国間字易国間四二 越膳 稔徳	風間浦漁業協同組合

公 告

林業用種苗生産事業者の登録

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和七年一月二十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録 番号	登 年 月 日 録	生 産 事 業 者	生 産 事 業 の 内 容	事 業 所
二七 令和 七・一 二六		氏 名 又 は 名 称	住 所	種 類
社 会 福 祉 法 人 平 館 福 祉 会	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 平 館 根	種 苗	木 名	称 所 在 地
○ 岸 小 川 の 一 二		成 育 苗	障 害 者 支 援 施 設 か も め 苑	東 津 軽 郡 外 ヶ 浜 町 字 平 館 根 岸 小 川

出 先 機 関

三八地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ
り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六
年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、三八地域県民局地域整備部
及び階上町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十四日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

位 置	延 長	幅 員	指 定 日
三 戸 郡 階 上 町 大 字 道 仏 字 耳 ヶ 岫 三 〇 の 六 三 〇 の 一 二 、 三 〇 の 五 八	四 二 ・ 五 五 メ ー ト ル	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	令 和 七 ・ 一 ・ 二 五
	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	七 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	

教 育 委 員 会

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一
部を次のように改正する。

第二十条（見出しを含む。）中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間、休憩時間
等」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月二十六日から施行する。

青森県教育委員会訓令第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九
号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第十六号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条に次の一項を加える。

9 前各項の規定にかかわらず、職員から勤務時間条例第三条第三項並びに第六条第二項第三号及び第七条第三号に規定する申告があつた場合における当該職員の勤務時間を割り振らない日（同条例第三条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日という。）及び勤務時間並びに休憩時間は、所属長が別に定める。
第四条の二及び第五条中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年一月二十六日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年一月二十四日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「勤務時間及び休憩時間」を「勤務時間、休憩時間等」に改め、同条第三項中「休憩時間」の下に「の割振り（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により週休日以外に勤務時間を割り振らない日を設けることを含む。）」を加え、「割り振る」を「行う」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 校長は、前項の規定により職員の休憩時間を割り振る場合においては、次に定めるところにより行うものとする。

一 勤務時間条例第六条第一項の規定にかかわらず、一日の勤務時間が六時間を超える場合においては四十五分、一日の勤務時間が七時間四十五分を超える場合においては一時間の休憩時間をそれぞれ勤務時間の途中に置くものとする。

二 勤務時間条例第三条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合においては、前号の休憩時間のほか、一時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くことができるものとする。

同条第六項を第七項とし、同条第五項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に、「人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）」を「勤務時間規則」に改め、同項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）（以下「勤務時間規則」という。）第一条の三第四号に定める時間帯は、一日のうち四時間を校長が定めるものとする。

第十一条の二中「人事委員会規則一三―八」を「勤務時間規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年一月二十六日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭